

〈次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法〉

東西オイルターミナル株式会社 一般事業主行動計画

働きやすい環境の整備及び社員の仕事と育児の両立を図る為、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり8割以上とする。(次世代育成支援対策推進法)
(女性活躍推進法)

<対策>

- 令和4年4月～ 年次有給休暇の取得奨励日(3日)を設ける。
- 令和4年4月～ 取得状況把握後、取得率の連絡を行なう等して取得率の向上を図る。

目標2：所定外労働時間を1人当たり年間240時間未満とする。(次世代育成支援対策推進法)
(女性活躍推進法)

<対策>

- 令和4年4月～ 所定外労働時間把握後、原因の分析を行う。
- 令和4年4月～ 管理職研修を通して、振替休日・代休の活用を促す。

目標3：社員が働きやすい職場環境をつくる。(次世代育成支援対策推進法)

<対策>

- 令和4年4月～ 各階層別研修にて、コンプライアンス研修を行う。
- 令和4年4月～ 職場環境の更なる改善に向けて、労務巡回を通して社員の生の声を聞く。

目標4：社員の育児休業取得率を30%(政府目標)に引き上げる。(女性活躍推進法)

<対策>

- 令和4年4月～ 同年月に改正される育児・介護休業法に基づき、育児休業を取得しやすい環境整備を行う。
出生時育児休業の創設や育児休業の分割取得等、より自由に育児休業を取得出来る様、周知・意向確認を行う。

以上